本号で公布された法令のあらまし

◇**独立行政法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律**（法律第一号）（文部科学省）

1　基金

(一)　独立行政法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、平成二五年度の一般会計補正予算（第1号）により交付される補助金により、平成三一年三月三一日までの間に限り、第一八条第一号に掲げる業務のうち革新的な新技術の創出に係るもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるための基金（以下単に「基金」という。）を設けることとした。（附則第五条の二第一項関係）

(二)　基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、基金に充てることとした。（附則第五条の二第二項関係）

(三)　基金の運用に関し、独立行政法人通則法（平成一一年法律第一〇三号。以下「通則法」という。）第四七条等の規定を準用することとした。（附則第五条の二第三項関係）

(四)　機構は、基金を廃止する場合において、基金に残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならないこととした。（附則第五条の二第四項関係）

2　業務方法書

(一)　文部科学大臣は、通則法第二八条第一項の規定により、業務方法書（1の(一)に掲げる業務（基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。以下「革新的新技術研究開発業務」という。）に係る部分に限る。）の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならないこととした。（附則第五条の三第一項関係）

(二)　文部科学大臣は、通則法第二八条第二項の規定により、業務方法書（革新的新技術研究開発業務に係る部分に限る。）に記載すべき事項に係る文部科学省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならないこととした。（附則第五条の三第二項関係）

3　中期目標及び中期計画

(一)　文部科学大臣は、通則法第二九条第一項の規定により、中期目標（革新的新技術研究開発業務に係る部分に限る。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならないこととした。（附則第五条の四第一項関係）

(二)　文部科学大臣は、通則法第三〇条第一項の規定による中期計画（革新的新技術研究開発業務に係る部分に限る。）の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならないこととした。（附則第五条の四第二項関係）

4　区分経理

機構は、革新的新技術研究開発業務について、特別の勘定を設けて経理しなければならないこととした。（附則第五条の五関係）

5　国会への報告等

(一)　機構は、毎事業年度、革新的新技術研究開発業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に文部科学大臣に提出しなければならないこととした。（附則第五条の六第一項関係）

(二)　文部科学大臣は、報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならないこととした。（附則第五条の六第二項関係）

6　過料

1の(三)の規定に違反して基金を運用した機構の役員は、二〇万円以下の過料に処することとした。（附則第五条の七関係）

7　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇**地方交付税法の一部を改正する法律**（法律第二号）（総務省）

1　地方交付税の総額の特例

(一)　地方財政の状況等に鑑み、平成二三年度の第三次補正予算で地方交付税の総額に加算した震災復興特別交付税のうち、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況により平成二四年度に繰り越し、同年度の決算において不用となった八五五億四、〇五一万九、〇〇〇円を減額するとともに、平成二五年度における東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応するため、平成二五年度分の震災復興特別交付税について五七四億二、七一五万五、〇〇〇円を加算することとした。（地方交付税法附則第四条関係）

(二)　補正予算により増額された平成二五年度分の地方交付税について、当該額の一部を同年度内に交付しないで、平成二六年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとした。（改正法附則第二項関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇**補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第三六号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、地域活性化・効果実感臨時交付金等を追加することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法　律

独立行政法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年二月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第一号

独立行政法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律

独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の次に次の六条を加える。

（基金）

第五条の二　機構は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な新技術の創出を集中的に推進するため、平成二十五年度の一般会計補正予算（第1号）により交付される補助金により、平成三十一年三月三十一日までの間に限り、第十八条第一号に掲げる業務のうち革新的な新技術の創出に係るもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるための基金（以下単に「基金」という。）を設けるものとする。

2　基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、基金に充てるものとする。

3　通則法第四十七条及び第六十七条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補塡の契約があるもの」と読み替えるものとする。

4　機構は、基金を廃止する場合において、基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

（業務方法書）

第五条の三　文部科学大臣は、通則法第二十八条第一項の規定による業務方法書（前条第一項に規定する業務（基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。以下「革新的新技術研究開発業務」という。）に係る部分に限る。次項において同じ。）の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならな